

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省年金局事業管理課

1. 改正の趣旨

- 国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）で定める国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する 20 歳前障害に係る障害基礎年金（以下「20 歳前障害基礎年金」という。）等の所得基準額について、2.58%の引き上げが行われることに伴い、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）等について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 国民年金法施行令等において、20 歳前障害基礎年金及び特別障害給付金の支給を制限する所得基準額並びに障害・遺族年金生活者支援給付金の支給要件である所得基準額をそれぞれ 2.58%引き上げる見直しを行うことに伴い、国民年金法施行規則、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成 17 年厚生労働省令第 49 号）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 151 号）において当該所得基準額を引用している規定及び様式中、「376.1 万円」を「385.8 万円」に、「479.4 万円」を「491.8 万円」に改める。

3. 根拠条項

- 国民年金法第 105 条第 3 項
- 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号）第 33 条
- 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成 30 年政令第 364 号）第 37 条

4. 施行期日等

- 公布日：令和 8 年 6 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 8 年 10 月 1 日